

収入が0だった方（ここでいう収入には非課税所得は含みません。）

町内の納税義務者に扶養されていますか。

※ここでいう扶養とは税務上の扶養であり、社会保険の扶養とは別です。

はい↓

申告は不要です。

※ただし、所得（課税）証明書に、収入が0である旨の記載が必要な場合は、申告をしてください。

↓ いいえ

収入が0である旨を申告してください。

※申告がないと、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの軽減措置が受けられない、所得（課税）証明書が交付できないなどの影響があります。